

「飲酒運転追放宣言」募集要領

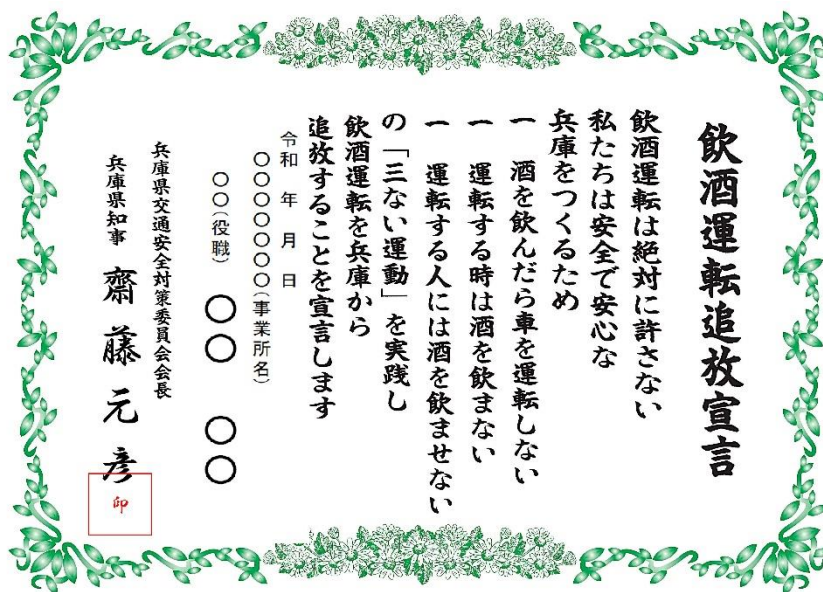
1 目的

飲酒運転を許さない兵庫づくりを推進するため、酒類等を提供する事業者等が自主的に飲酒運転の根絶に向け「飲酒運転追放宣言」を行うとともに、宣言書を店内等に掲示することにより、関係者の主体的な取組を広くアピールして、社会全体で飲酒運転は許さないという気運を醸成する。

2 対象（県内の事業所）

飲食業、酒販業、駐車事業及び運送業など酒又は車両を取り扱う事業者

3 宣言の内容



※ 兵庫県知事との連名による宣言書となります。

※ 宣言書を事業所内の目につきやすい場所に掲示していただくとともに、
市内での飲酒運転追放をはじめ安全運転を実践する取組を行っていただきます。

4 応募方法

(1) 兵庫県くらし安全課交通安全対策班への応募

- ① 兵庫県ホームページに掲載の「飲酒運転追放宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択していただき、応募ください。
- ② 兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付してください。
後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

(2) 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。
賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。
後日、警察署から宣言書をお渡しします。

5 応募先

〒650-8567（固定郵便番号のため住所の記載を省略できます）
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県民生活部 くらし安全課 交通安全対策班（県庁2号館2階）
TEL：078-362-3879（直通）
FAX：078-362-4465
MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

※ 以下のページに掲載の賛同書（様式1号）を使用してください。
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk15/ac17_000000006.html